

## 外貨建て保険のトラブル！

保険商品の銀行窓口販売は、2001年4月1日より段階的に緩和が始まり、2007年12月22日に全面的に解禁されてから10年が経過しました。近年新たに高齢者を中心にした外貨建て保険に関する相談もみられます。

### 【事例1】70歳代・男性

3カ月前に500万円を短期の定期預金にしようとして銀行に行った。窓口の職員に定期にしてほしいとお金を渡すと、いろいろと言われたがよく分からず帰宅。後日来店すると、職員と保険会社員から保険の勧誘を受け、言われるままに書類に署名、捺印した。自宅でその資料を弟に確認してもらおうと、アメリカドル建ての終身保険契約をしていることがわかった。保険契約をするつもりはなくクーリング・オフの手続きをしたが、返金はアメリカドルであるためすぐに円に換金すると為替差損と手数料分の損失がでることになり納得できない。

### 【事例2】80歳代・男性

3年前、相続税の控除額が変更になることから節税方法を考えている時、長年つきあいのある証券会社に相談すると外貨建て生命保険を勧められた。そして、豪ドル建て一時払い終身保険を契約し20万ドル支払った。

最近になって、円建てより手数料が不当に高いと知り自分が加入している商品も高い手数料を取られているのか不安になった。

### 【ひとこと助言】

- 「預金のようなもの」「預金より利率がいい」と勧誘を受け、保険契約をしていること自体消費者が理解していないケースがあります。契約は一人で判断せず、内容がわからなければ書類に名前を書くことをやめましょう。
- 外貨建ての保険の場合、クーリング・オフ（一定期間無条件で解約できる制度）しても損失が生じる可能性があります。それは、外国通貨と日本円との為替交換手数料負担のほか、外貨市場の値動きによっては為替差損が生じる場合があるからです。また、手数料についての説明がきちんとされず後々トラブルになるケースがあります。保険のリスクや契約期間、保険金等の受取方法などを確認しましょう。
- 契約時だけでなく、その後も保険会社から定期的な契約内容のお知らせといった書類が届きますので、手元に届いた書類は内容を確認し保存しましょう。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

